

平成 22 年度

長野県財政健全化判断比率等審査意見書

長野県監査委員

23 監 査 第 18 号

平成23年（2011年）9月20日

長野県知事 阿 部 守 一 様

長野県監査委員 吉 澤 直 亮
同 東 方 久 男
同 平 野 成 基
同 田 口 敏 子

平成22年度決算における財政健全化法の健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成 22 年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成22年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。

2 審査の手続

この審査に当たっては、以下の点に主眼を置き、これらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係者から算定についての説明を聴取し実施しました。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果と意見

1 審査の結果

(1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準（注1）
実質赤字比率	— %	— %	3.75 %
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	15.4	15.6	25.0
将来負担比率	204.8	220.8	400.0

（注1）早期健全化基準

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を策定しなければなりません。

(2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準 (注2)
電気事業会計	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	
流域下水道事業費特別会計	—	—	

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は 58 億 6,682 万余円の黒字であり、実質赤字比率 (注3) は該当しません。

平成 22 年度は長引く景気低迷により県税収入は引き続き減少し厳しい財政状況の中、事業の効率的な実施や経費節減による支出の削減に努めた一方、国の予算により措置された基金の活用を積極的に図ったことなどにより、一般会計の実質収支は 55 億 9,142 万余円の黒字となりました。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質収支は 140 億 2,344 万余円の黒字であり、連結実質赤字比率 (注4) は該当しません。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率 (注5) は 15.4%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っています。

平成17年度は、20.1%と全国の都道府県で最も高い数値となっていました。将来予測を踏まえた財政運営により平成18年度以降順次低下してきており、平成21年度は15.6%、平成22年度も前年度より0.2ポイント改善しました。

(注2) 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準 (20%) 以上である場合には、資金不足比率を公表した年度の末日までにそれぞれの経営健全化計画を策定しなければなりません。

(注3) 実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計及び特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

(注4) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計のみならず、公営企業などに係る特別会計を含めた当該団体の全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

(注5) 実質公債費比率

普通会計が負担する公債費 (地方債の元利償還金) 及び公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率は過去3か年平均で計算されたものでありますが、これらを単年度で見ても、比率は平成20年度が14.9%、平成21年度は16.3%、平成22年度は15.1%と前年度に比べて1.2ポイント低下しています。

早期健全化基準以下であっても実質公債費比率が18%以上になると県債の発行に総務大臣の許可が必要になることから、自主財源の確保、事業の見直しによる歳出の削減を図り、今後とも将来の財政負担を考慮し、実質的な地方債残高の縮減に努めてください。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率(注6)は204.8%となっており、早期健全化基準の400.0%を下回り、平成21年度の220.8%より16.0ポイント低下しました。

この指標は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(以下「将来負担額」という。)が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であり、将来負担額の多くの部分を地方債現在高が占めているという状況から、今後とも地方債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応する必要があります。

設立法人負債額等負担見込額に関しては、この算定の対象となっています長野県道路公社、長野県土地開発公社、地方独立行政法人長野県立病院機構については負担見込額として算定されるものではありません。社団法人長野県林業公社、財団法人長野県農業開発公社、しなの鉄道株式会社については、それぞれの経営状況を評価し、損失補償対象債務としてそれぞれ平成21年度と同様に90%、30%、10%の算入率により算定しています。算入率の高い団体については、特段の経営改善努力が望まれます。

なお、この指標は全ての将来負担を算入したものではなく、限定的なものとなっています。

より適切な財政運営のためには、現在算定対象外となっています各種利子補給や複数年度にまたがる建設工事に係る債務負担行為、県債の利子負担額などを加算した数値も把握しておくことが必要です。

また、債務負担行為の設定はないものの、北陸新幹線鉄道整備事業費負担金や国直轄事業負担金、オリンピック施設起債償還費等補助金などの将来確実に見込まれる負担について、これらも加算した将来の負担額を把握しておくことが欠かせないと考えます。

将来負担比率の算定基礎

算定式				(単位：千円，%)
将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	=	将来負担比率
2,016,084,117		1,138,671,307	=	
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	=	204.8
514,109,722		85,741,983	=	
		A - B	=	
		877,412,810	=	
		C - D	=	
		428,367,739	=	

(注6) 将来負担比率

いわゆるストックの指標として、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、公営企業に係るものはもちろん地方公社や第三セクターなどの出資法人に関するものも含まれます。

[将来負担額]

将来負担額内訳	平成22年度		平成21年度		増減額 A - B
	金額 A	構成比率	金額 B	構成比率	
	千円	%	千円	%	千円
地方債現在高 ※1	1,691,666,676	83.9	1,619,126,429	82.1	72,540,247
債務負担行為に基づく支出予定額	18,997,746	1.0	32,333,045	1.6	△13,335,299
国営土地改良事業に係るもの	1,818,314	0.1	2,282,424	0.1	△ 464,110
職員宿舍等賃借料	5,396,256	0.3	7,201,459	0.4	△ 1,805,203
松本平広域公園緑地（緩衝緑地）整備事業	9,440,733	0.5	10,994,413	0.6	△ 1,553,680
畜産基地建設事業償還金	605,622	0.0	1,308,467	0.1	△ 702,845
先行取得土地の買い戻しに係るもの	1,736,821	0.1	10,546,282	0.5	△ 8,809,461
公営企業債等繰入見込額	31,110,644	1.5	48,502,673	2.5	△17,392,029
病院事業	0	0.0	16,809,264	0.9	△16,809,264
流域下水道事業	31,110,644	1.5	31,693,409	1.6	△ 582,765
退職手当負担見込額	265,073,509	13.2	263,202,375	13.3	1,871,134
一部事務組合負担等見込額（上伊那広域水道用水企業団）	438,841	0.0	514,249	0.0	△ 75,408
設立法人負債額等負担見込額	8,796,701	0.4	8,905,415	0.5	△ 108,714
社団法人長野県林業公社	8,359,055	0.4	8,473,606	0.4	△ 114,551
財団法人長野県農業開発公社	322,640	0.0	296,841	0.0	25,799
しなの鉄道株式会社	114,281	0.0	133,483	0.0	△ 19,202
長野県信用保証協会（技術力等支援資金）	725	0.0	1,485	0.0	△ 760
連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0
計	2,016,084,117	100.0	1,972,584,186	100.0	43,499,931

[充当可能財源等]

充当可能財源内訳	平成22年度		平成21年度		増減額 A - B
	金額 A	構成比率	金額 B	構成比率	
	千円	%	千円	%	千円
充当可能基金	157,388,344	13.8	119,971,729	11.3	37,416,615
財政調整基金	19,745,163	1.7	8,506,183	0.8	11,238,980
減債基金	122,605,598	10.8	105,416,610	9.9	17,188,988
福祉基金	2,895,156	0.3	2,900,658	0.3	△ 5,502
心身障害者扶養共済基金	51,569	0.0	52,012	0.0	△ 443
環境自然保護基金	708,389	0.1	704,276	0.1	4,113
ふるさと農村活性化基金	784,358	0.1	792,922	0.1	△ 8,564
森林整備基金	1,321,113	0.1	1,321,106	0.1	7
県営林経営基金	56,251	0.0	56,194	0.0	57
森林づくり県民税基金	20,747	0.0	21,580	0.0	△ 833
地域活性化基金	9,000,000	0.8	0	0.0	9,000,000
土地開発基金	0	0.0	188	0.0	△ 188
美術品取得基金	200,000	0.0	200,000	0.0	0
充当可能特定財源	35,096,682	3.1	33,721,510	3.2	1,375,172
旧山口村分岐阜県負担金	677,466	0.1	1,018,064	0.1	△ 340,598
地方債を財源とする貸付金の償還金	18,371,522	1.6	7,702,686	0.7	10,668,836
公営住宅等の賃貸料等	14,493,592	1.3	15,737,837	1.5	△ 1,244,245
土地開発公社に対する貸付金の償還金	0	0.0	4,359,202	0.4	△ 4,359,202
職員宿舍貸付料	1,547,342	0.1	1,332,270	0.1	215,072
産業団地分譲収入	0	0.0	3,202,141	0.3	△ 3,202,141
畜産基地建設事業償還金（地元負担金）	6,760	0.0	369,310	0.0	△ 362,550
基準財政需要額算入見込額 ※2	946,186,281	83.1	906,470,064	85.5	39,716,217
計	1,138,671,307	100.0	1,060,163,303	100.0	78,508,004

※1 地方債現在高は、一般会計、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計、農業改良資金特別会計及び県営林経営費特別会計の合計です。

※2 基準財政需要額算入見込額については、地方債（公立病院地方債、流域下水道事業債を含む）の償還財源として今後普通地方交付税の一部として措置されます。

(5) 資金不足比率

電気事業会計、水道事業会計及び流域下水道事業費特別会計とも資金不足は生じておらず、資金不足比率（注7）は該当しません。

	事業規模	資金剰余額
	千円	千円
電気事業会計	2,895,502	4,231,956
水道事業会計	4,695,460	3,424,410
流域下水道事業費特別会計	4,113,736	500,249

※病院事業会計の5病院は平成22年4月1日に地方独立行政法人長野県立病院機構へ移行しました。

（注7） 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

* 地方公社・第三セクター等の名称について

審査の意見の中で、地方公社、第三セクター等各団体の名称はそれぞれの定款又は寄付行為の定めに従い表記しました。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・標準財政規模（平成22年度は約5,141億円）
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
なお、地方財政法施行令附則第13条第3項の規定により、平成25年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} \\ \text{－ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3か年平均)}$$

- ・準元利償還金：アからオまでの合計額
ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
オ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

普通会計 〔一般会計等〕	一般会計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
	特 別 会 計	公債費特別会計						
		市町村振興資金貸付金特別会計						
		母子寡婦福祉資金貸付金特別会計						
		心身障害者扶養共済事業費特別会計						
		地方独立行政法人長野県立病院機構 施設整備等資金貸付金特別会計						
		小規模企業者等設備導入資金特別会計						
		農業改良資金特別会計						
		漁業改善資金特別会計						
		県営林経営費特別会計						
		林業改善資金特別会計						
	高等学校等奨学資金貸付金特別会計							
	公営 企業 会計	企業 特別 会計					流域下水道事業費特別会計	
電気事業会計								
水道事業会計								
一部事務組合・ 広域連合	長野県上伊那広域水道用水企業団							
	長野県地方税滞納整理機構							
地方公社・ 第三セクター 等	長野県道路公社（債務保証法人）							
	長野県土地開発公社（債務保証法人）							
	地方独立行政法人長野県立病院機構							
	財団法人長野県農業開発公社（損失補償法人）							
	社団法人長野県林業公社（損失補償法人）							
	しなの鉄道株式会社（損失補償法人）							
	長野県信用保証協会（損失補償法人）							

比率(会計別)
資金不足